

# 重要なお知らせ

令和4年4月の診療報酬改定により、令和4年10月1日から保険外併用療養費の徴収金額が変更となります。

内容

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日以降

※診療時間内・時間外（夜間・休日）/医科・歯科共通

紹介状をもたずに当院を  
初診で受診される場合  
（初診時保険外併用療養費）

5,500円  
（税込）



11,000円  
（税込）

当院では治療により病状が安定した患者さまにつきましては、他の医療機関に紹介を行っておりますが、患者さまご自身の判断で引き続き当院を受診される場合は、再診時保険外併用療養費として3,300円（税込）をご負担頂きます。

## 初診・再診時保険外併用療養費のご負担の対象とならない場合

- ・他の保険医療機関などからの紹介状をお持ち頂いた患者さま
- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する患者さま
- ・救急車などで来院され、緊急な診療(緊急診療等)を必要とされる患者さま
- ・国の公費負担医療制度、特定の障がい・疾病等についての公費負担医療制度を受給されている患者さま
- ・生活保護法による医療扶助の対象となられている患者さま
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた患者さま

※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者さま都合により受診する場合はご負担の対象となります。  
※歯科とその他の診療科は健康保険上、別の取扱となりますので、それぞれ保険外併用療養費ご負担の対象となります。

## 国の主導により「医療機関の機能分担」が推進されています

初診・再診時保険外併用療養費とは、平成8年4月1日の健康保険法改定に伴い、「初期の治療は地域の医院・診療所等で、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省より制定された制度です。

令和2年4月より一般病床が200以上ある「**地域医療支援病院**」では患者さまが大きな病院に集中しないように、また、より重症の患者さまの診療に専念できるように本制度を取り入れることが**義務化**されました。※当院は令和4年4月 **地域医療支援病院**に認可。

当院は地域医療の中核を担う「**地域医療支援病院**」として、地域の「**かかりつけ医**」と連携し、「**かかりつけ医**」では対応が困難な急性期や高度の治療、検査等が必要な患者さまを受け入れています。その後、状態が落ち着き次第、「**かかりつけ医**」で治療を継続していただくことにより、病院と地域の医院・診療所等と役割分担を進めております。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。